

平成 26 年 11 月 26 日
海事局安全政策課
検査測度課
船員政策課
海技課

国際海事機関（IMO）第 94 回海上安全委員会の結果について

概要

- 極海コードの安全要件を義務化するための SOLAS 条約改正案を採択。
- ガス燃料船コードの安全要件を義務化するための SOLAS 条約改正案を承認。
- 液化水素運搬船の安全基準の検討を来年より開始。

11 月 17 日から 21 日までの間、英国ロンドンにおいて、国際海事機関（IMO）第 94 回海上安全委員会（MSC94）が開催されました。

今次会合における主な審議内容・結果は、以下のとおりです。

1. 極海コードの義務化

（1）背景

近年、北極海の海氷の減少に伴い、北極海航路の活用の可能性が高まっている他、クルーズ船等の航行海域も南極海にまで広がりを見せています。

このため、IMO では、北極海及び南極海（以下「極海」といいます。）を航行する船舶の安全確保及び極海の環境保護を目的として、極海特有の危険性を考慮した船舶の船体構造、復原性、防火・救命設備、航海用具、無線通信、海洋汚染防止に関する技術基準を極海コードとして策定する作業を行ってきました。

（2）今次会合の結果

今次会合では、極海コードの安全要件を義務化するため、海上人命安全条約（以下「SOLAS 条約」といいます。）附属書の改正案を採択しました。この改正により、SOLAS 条約附属書に第 14 章が新設され、極海コードが義務化されることになりました。当改正は 2017 年 1 月 1 日に発効する見込みです。

また、来年 5 月に開催予定の IMO 海洋環境保護委員会において、海洋汚染防止条約(MARPOL 条約)附属書の改正案が採択される予定です。なお、極海コードの概要は別添をご覧ください。

2. ガス燃料船コード（IGF コード）の義務化

（1）背景

天然ガスを燃料とする船舶は、排気ガスがクリーンである等の利点があることから、近年ノルウェーなどの国で盛んに導入が進んでいます。こうした状況を踏まえ、2009 年 11 月には IMO で天然ガス燃料船の安全確保のため、「天然ガス機関を使用する船

船の安全に関する暫定ガイドライン」が策定されました。さらに安全要件を義務化するため、SOLAS 条約附属書の改正及びコードの策定の作業が継続されてきたところです。

(2) 今次会合の結果

審議の結果、SOLAS 条約附属書の改正案が承認されました。コード案については、燃料タンクの配置について最終合意に向けて引き続き審議することとなりました。

SOLAS 条約附属書改正案及び本コード案は、来年 6 月に開催の MSC95 において採択され、2017 年 1 月 1 日に発効する見込みです。

3. 液化水素運搬船基準の検討

(1) 背景

現在豪州で水素を製造し、これを液化し我が国に輸送するプロジェクトが計画されていますが、このようなプロジェクトの実現のためには、ばら積み液化水素運搬船の安全基準策定が必要となっています。

我が国は、当該基準の策定のために日豪間で協議を行ってきましたが、早期に IMO での国際基準策定の作業を開始するため、液化水素運搬船の安全基準の検討を始めることを日豪で共同提案しました。

(2) 今次会合の結果

審議の結果、日豪の共同提案は承認され、IMO で液化水素運搬船の安全基準を 2016 年までに策定する作業が開始されることになりました。

4. 「漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW-F)」の見直し提案

(1) 背景

1995 年に採択された STCW-F 条約は一昨年に発効しましたが、採択以降約 20 年間にわたり一度も改正されておらず、近年の社会情勢の変化等に対応できていない規定があり、これを一因として、我が国も含めて STCW-F 条約を締結していない国が多い状況にあります。

(2) 今次会合の成果

我が国より、STCW-F 条約の見直しの必要性について述べ、STCW-F 条約改正のための新規議題提案を次回 MSC95 に提出予定である旨発言したところ、STCW-F 締約国を含めていくつかの国から賛同を得られました。

5. その他（条約附属書等の改正案採択）

今次会合において採択されたその他、主要な SOLAS 条約附属書の改正は以下のとおりです。これらは、2016 年 7 月 1 日の発効を予定しています。

1) SOLAS 条約附属書第VI章の改正

○コンテナ重量の検証

- ・我が国においては、「国際コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び船舶安全法特殊貨物船舶運送規則等に沿って、荷送人は、個々のコンテナ重量を、船長及び貨物取扱事業者等（コンテナターミナルを含む）に提供しているが、今次改正は、コンテナについて、計測するか、もしくはコンテナ内容物の積算により重量を明確化することを規定するもの

2) SOLAS 条約附属書第X I-1 章の改正

○閉鎖区域の空気の測定

- ・通常時に人が出入りしない場所に、船員が入った際の安全を確保するため、酸素、引火性ガス、硫化水素、一酸化炭素等の濃度を測定することができる持ち運び式の検知器を船舶に備えることを義務化するもの

以上

問い合わせ先

TEL : 03-5253-8111 直通 : 03-5253-8631 FAX : 03-5253-1642

国土交通省海事局安全政策課 貴島、高垣（内線 43-562 43-564）（全般）

検査測度課 深澤（内線 44-175）（3. 関係）

船員政策課 伊崎（内線 45-103）（4. 関係）

海技課 鶴山（内線 45-336）（4. 関係）

極海コード(ポーラーコード)の策定

==背景==

- 極海は気象・海象条件が厳しく、船舶の航行に伴う安全・環境上のリスクが高い
- IMOは、極海の特異性を考慮した極海ガイドラインを2009年に策定
- その直後から、ガイドラインではなく義務的に適用される規則策定の審議を開始

==極海コード(案)概要==

海上人命安全条約(SOLAS条約)、海洋汚染防止条約(MARPOL条約)及び船員訓練・資格証明・当直基準条約(STCW条約)の改正により、各条約の要件に、極海特有の事情を勘案した上乗せ要件を適用する。

SOLAS条約に係る主な上乗せ要件

船体構造	船体外板と氷との衝突を考慮し、外板に予備厚を設ける(2~7mm程度増加)
復原性	着氷による重量の増加した状態での非損傷時復原性を考慮
航海設備	・氷の位置情報を表示できる装置の設置(専用レーダー) ・遠隔操作可能なサーチライトを2台設置
凍結防止装置	機関への配管、消火管系統及び避難経路等へのヒーティングケーブル設置等
通信	航空機との通信装置の備え付け

(復原性などの構造要件は条約発効後の新造船に、凍結防止装置などの設備要件は発効の1年後以降に来る最初の間検査又は更新検査までに現存船にも適用する)

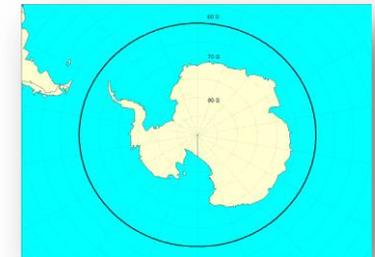
参考: MARPOL条約及びSTCW条約に係る主な上乗せ要件

油汚染防止	油及び油性混合物の排出を原則禁止
船員の訓練	海水の状態・船種・職位に応じた訓練を義務づけ

==対象海域==



北極海



南極海

==今後の発効までの予定(最短スケジュール)==

- 2015年 極海コード案・MARPOL改正案の採択、STCW改正案の承認
- 2016年 STCW改正案の採択
- 2017年1月 極海コード・SOLAS・MARPOL改正の発効(極海コードの義務要件のうち、船員関係のみ推奨要件として扱う。)
- 2018年1月 STCW改正の発効(極海コードの義務要件のうち、船員関係の要件を強制化。)